

令和6年度デートDV講座実施業務委託仕様書

1 業務名

令和6年度デートDV講座実施業務

2 業務目的

宮崎市内の中学校及び教職員等を対象にデートDVの予防や対処法等に関する研修を行い、生徒の安全な生活と指導の向上を図るため。

【デートDVとは】

結婚していないカップル間での、「相手を思い通りに動かすために複合的に使われるあらゆる種類の暴力」のことであり、最近、大人のカップル間だけではなく、思春期にある中・高校生がその加害者や被害者となる例も増えてきている状況にある。

〈デートDVの例〉

- ① 身体的暴力・・・殴る、蹴る、突き飛ばす、物を投げる、髪を引っ張るなど
- ② 精神的暴力・・・酷い言葉で侮辱する、無視する、脅す、つきまとい、頻繁の電話、過剰な嫉妬・束縛など
- ③ 性的暴力・・・性行為の強要、避妊に協力しないなど
- ④ 経済的暴力・・・お金を貢がせる、デート費用をいつも払わせるなど

3 業務の実施期間

令和6年6月4日～令和7年3月31日

4 業務内容

(1) 講師の設定

団体構成員のうち、デートDVに見識のあるものを講師として選定すること。(1講座につき2名)

(2) 市から各校講座実施期日の受理※

(3) 学校と日程調整の上、事前打ち合わせ(講座実施期日の約1か月前)

(4) 講座の実施

※現時点での講座予定日(全日程午後の予定)・・・6月20日(木)、7月8日(月)、7月11日(木)、9月18日(水)、10月30日(水)、11月15日(金)、12月5日(木)、12月11日(水)、12月18日(水)

5 講座の内容

(1) 講座の時間

1回50分(1時限)

(2) 対象

原則として全校生徒(学校の実態に応じて変更可)

(3) 場所

宮崎市立中学校(9校)

各学校での具体的な実施場所については、学校と打ち合わせる。

(4) 内容

「デートDVの実態と防止」をテーマとする。具体的には以下の内容を盛り込むこと。

- ・デートDVとはどのような行動か。(事例を用いる等して具体的に)
- ・デートDVの被害にあうとどのようなことが起こるか。
- ・デートDVはどのようにして起こるのか。
- ・デートDVが起きないようにするためにはどのようにすればよいか。
- ・身近にデートDVが起きている場合どうしたらよいか。(①自分が被害にあった場合、②友達が

被害にあった場合、③友達が加害者であることに気づいた場合)

※文部科学省による、「生命 (いのち) の安全教育 動画を使用した授業展開例」を参考にしたもの。

6 業務の経費

(1) 対象経費

- ①「4 業務内容」に係る経費
- ②諸経費 (諸経費は、事業費の10%以内の範囲で認める。)
- ③その他、事業を実施するために必要と認められる経費

(2) 対象外経費

- ①単価1万円以上の機械・機器等の備品購入経費
- ②その他、事業との関連が認められない経費

(3) 委託料

概算払いとする。

7 報告書の作成・提出

受託者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく次の書類を作成し、提出しなければならない。

(1) 業務完了届

(2) 事業実績報告書 (様式は任意とする)

事業実績報告書には、「4 業務内容」に定める内容について報告すること。

※講師、日時、場所、講座の内容、参加者数、状況写真等

(3) 収支決算内訳書

7 その他

- ・受託者は、事業実施に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておくとともに、委託事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。
- ・本仕様書に定めのない事項については、市と受託者が協議して定める。